○農林水産省告示第二千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字梅ノ木八二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字大利字大利北向一四一二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大利北向一四一二の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十五号

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定する都道府県

大分県

○国土交通省告示第千二十六号

住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針（平成二十年国土交通省告示第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二条第一号中「及び」を「の」に、「十事業年度」を「五事業年度」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

国会事項

参議院

辞令

参議院常任委員会専門員に任ずる　吉岡　成子

行政監視委員会調査室長を命ずる（議事部請願課長）参議院参事　岡部　雅彦

庶務部副部長を命ずる　情報システム安全管理担当を命ずる（委員部第五課長）同　海野耕太郎

参議院常任委員会調査室勤務を命ずる　総務委員会調査室首席調査員を命ずる（庶務部広報課長）同　岩波　祐子

参議院常任委員会調査室勤務を命ずる　厚生労働委員会調査室首席調査員を命ずる（委員部第八課長）同　大山　尚

第三特別調査室勤務を命ずる　第三特別調査室首席調査員を命ずる　参議院法制局参事　有安　洋樹

参議院参事に任ずる　委員部第五課長を命ずる（秘書課秘書主幹）参議院参事　有薗　裕章

議事部請願課長を命ずる（国際部国際交流課国際企画室長）同　相澤　達也

委員部第六課長を命ずる（総務委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　荒井　透雅

参議院参事に任ずる　委員部第八課長を命ずる（庶務部人事課人事主幹）参議院参事　黒川　和良

庶務部広報課長を命ずる　参議院参事　高野　智子

秘書課勤務を命ずる　秘書課秘書主幹を命ずる　同　高嶋　久志

庶務部人事課人事主幹を命ずる　同　清水　元子

庶務部厚生課勤務を命ずる　庶務部厚生課厚生主幹を命ずる　同　富士　由將

国際部国際交流課勤務を命ずる　国際部国際交流課国際企画室長を命ずる　参議院常任委員会調査員　藤乘　一道

法務委員会調査室次席調査員を命ずる（以上十月一日）

（行政監視委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　青森　昭継

願により平成二十七年九月三十日限り常任委員会専門員を免ずる（第三特別調査室首席調査員）参議院参事　琴岡　英一

願により平成二十七年九月三十日限り参事を免ずる（以上九月三十日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は九月二十六日アメリカ合衆国及びジャマイカ国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○厚生労働大臣臨時代理

同　山口　俊一

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事・佐賀簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木　浩美

兼官を免ずる（以上九月二十八日）

国務大臣　有村　治子

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる

同　上川　陽子

内閣府特命担当大臣小川惠里子（山谷えり子）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる

同　上川　陽子

国家公安委員会委員長小川惠里子（山谷えり子）海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる

堀内　明

簡易裁判所判事に任命する（以上九月二十九日）

叙位・叙勲

○叙位

（福岡教育大学名誉教授）

正四位に叙する　秋永　正廣

従四位に叙する　千葉　滿

正五位に叙する　川村　信市

従五位に叙する　鯨井　健夫

川村　秀美　神田　昭明

園田　充一　藤川　幸平

従六位に叙する（各通）　強口　雄三

尾脇　末廣

正七位に叙する（各通）　山本　昌司

従七位に叙する（以上八月二十日）　中村　初雄